

令和2年第3回中津川市議会（定例会）

提出予定議案

令和2年第3回中津川市議会（定例会）に、報告3件、条例3件、その他2件、補正予算1件、合計9件の議案を提出します。

（報告）

1、専決処分の承認を求めることについて

5月議会閉会後に専決処分したことについて報告し、承認を求める。

- ・令和2年度中津川市一般会計補正予算（専第11号）

2、令和元年度中津川市繰越明許費繰越計算書の報告について

令和元年度中津川市繰越明許費繰越計算書を報告する。

- ・一般会計（リニア中央新幹線関連道路整備事業等 計32事業）
- ・農業集落排水事業会計（農業集落排水施設長寿命化対策事業）
- ・特定環境保全公共下水道事業会計（特環下水道整備事業）

3、令和元年度中津川市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

令和元年度中津川市水道事業会計予算繰越計算書を報告する。

- ・上水道施設改良事業、リニア中央新幹線関連受託事業 計2事業

（条例）

1、中津川市市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定について

地方自治法等の一部改正に伴い、市長等の損害賠償責任の一部を免責するため、制定する。

①令和2年4月施行の地方自治法改正により、市長、委員会の委員等、職員（以下「長等」という。）が住民訴訟の結果等により自治体に対して損害賠償責任を負う場合に、条例で定めることにより、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは自治体の長等の自治体に対する損害賠償責任のうち政令を参酌した一定額を超える部分を免除することができるようになったため、条例を制定する。

②次のとおり定めた額を超える損害賠償額を免除する。

| | |
|---------------------------------|-------------------------------|
| 市長 | 1会計年度当たりの給与（扶養手当、通勤手当等を除く）の6倍 |
| 副市長、教育長、教育委員会委員、選挙管理委員会委員及び監査委員 | 同4倍 |

| | |
|---------------------------------|-----|
| 公平委員会委員、農業委員会委員、固定資産評価審査委員及び消防長 | 同2倍 |
| 職員 | 同1倍 |

③施行期日 公布の日

2、中津川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、改正する。

①「子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る対応方針について」（令和元年12月10日子ども・子育て会議）において、卒園後の受入れ先確保のための連携施設の確保の基準の見直し及び、居宅訪問型保育を実施できる対象を明確化すべきとされ、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正された。

②連携施設の確保

利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き教育・保育の提供を受けることができる場合には、家庭的保育事業所等卒園後の受入れ先確保のための連携施設の確保は不要とする。

③居宅訪問型保育事業者の保育提供可能対象の明確化

保護者の疾患や障害等により家庭において養育を受けることが困難な乳幼児に対し保育の提供が可能であることを明確化する。

④施行期日 公布の日

3、中津川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、改正する。

①家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準において、連携の要件が緩和されたことに伴い、中津川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正と連動して改正する。

②連携施設の確保

教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き教育・保育の提供を受けることができる場合には、地域型保育事業所卒園後の受入れ先確保のための連携施設の確保は不要となる。

③施行期日 公布の日

(その他)

1、中津川市農業委員会委員の少なくとも4分の1を認定農業者等又はこれらに準ずる者とすることにつき同意を求めることについて

中津川市農業委員会委員の少なくとも4分の1を認定農業者等又はこれらに準ずる者としていたので、議会の同意を求める。

- ・原則として、農業委員会委員の過半数を認定農業者等にする必要がある。
- ・認定農業者の数が農業委員会委員の定数の8倍を下回る場合には、議会の同意を得て、認定農業者等に準ずる者を加えて過半数とすることができる。
- ・さらに、委員の過半数を認定農業者等とすることに著しい困難がある場合は、議会の同意を得て、認定農業者等に準ずる者を加えて少なくとも4分の1とすることができる。
- ・中津川市の認定農業者の数は128人であり、委員の定数19人の8倍である152人を下回る。

2、工事の委託に関する協定の締結について 【初日議決】

- ・事業の名称 (仮称) 神坂スマートインターチェンジ事業
- ・協定の方法 随意契約
- ・協定金額 791,000,000円
- ・協定の相手方 愛知県名古屋市中区錦2丁目18番19号
中日本高速道路株式会社
名古屋支社長 野口 英正

(補正予算)

1 令和2年度中津川市一般会計補正予算

お問い合わせ先

総務部 総務課 担当者：石原 豊
電話：0573-66-1111 (内線442)